順番	条 文	意	見	Ø	要	DIII		回	答 •	対	応		会場
01	私たちが住む長崎県は、美しいに、 表文化に育まれたに、といいに、 と文しいの実現に、 では、まりまもでは、 では、まりまもでは、 では、まりまもでは、 では、まりまもでは、 では、まりまもでは、 では、まりまもでは、 のの実現では、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののできるでは、 ののできるでは、 ののできるでは、 ののできるでは、 では、 ののできるでは、 では、 ののできるでは、 では、 ののできるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	前文に「平和 和のとり方があ に、変えるべき	り、「言	隹もが住		人それぞれ平 い」というよう	は、それぞれ とにあります 本県は、被	れの地域 け。	ずの特性、 であるとに frれない	取組を盛 いう現状を 」という思	を制定するゑ り込むという 踏まえ、「ゞ いから、この す。	うこ _{P和} ^を	左世保
02	私たちが住む長崎県は、美しいに、 まれた県として、まま有、、 ででは、また、まま有、、 ででは、ままで、まま有、、 ででは、いて、いて、いて、いて、のでは、は、のでは、のでは、のでは、のでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	前文について であった、 ているが、 きさ ささ ささ る。	が「平利 りにも ³	口」と改 P和と長	められ、 崎県の	差別禁止とを直	は、それぞれ とにあります 本県は、被	れの地域 け。	ずの特性、 であるとに frれない	取組を盛 いう現状を 」という思	を制定するゑ り込むという 踏まえ、「ゞ いから、この す。	うこ _{P和} ^位	左世保

順番	条	文	意	見	Ø	要	LI LI			答	•	対	応	会場
03	に(1) では、大学でという。 (1) では、大学でというののでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	のて社 病害生 会社物 別 区益 っっ 理質るめ負担を終に受っ要に あとの 為 っ果 不 理 あはな的にして、 配同にこるの 理 の は 日 な る 害活必た負担 の は の まるの の と は の の と の の の の と の の の の の の の の	第2条の(1)と にあるもの」に という漢字である	ういて、	この「	もの」	限を受ける状態 は人間の「者」	する用語を いう一連の	受けて 形で、 用いら	、「 一定の れます	.の者であ)者や事物	5って、 初をさ	名詞的に、先行 、のもの」と らに限定すで間違 文の標記で間違	: 佐世保

順番	条 文	意見	の	要)iii	回	答	•	対	応	会場
04	(文条 この条) 第2条 この条) において「障害のある人」とはを主管でいる人」とはを連書でいる。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害(以下ではないののである。)がある者では、な会生活に、は、ならのであいて、では、ないである。)がある者でありにあるものであればして、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	合理的配慮はなじみ る人が洋式便座に触れ 使用しないというよう ということで合理的配 になるのか。	ることに な場合に	抵抗が 、事業	あって和式しか 所に和式がない	色々な害を行のと積をしているというできた。このでは、いこのでは、いこのでは、いこのでは、いこのでは、といいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	として、 した決し いるのい ず 最低限	権利を(でしな) 「示しなが での条(でないと)	曼害した はなら、 列で型化・ 定型化・	たり、不利益な ないということ その改善を進め 、ただし、一定 できないものも	五島
05	(県と市又は町との連携) 第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、 障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための 施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携 するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、 技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとす る。	第5条の「県と市又 ないからできないとい				市町との連携! きつつ、検討い?			町からの	の意見もいただ	佐世保
06	(財政上の措置) 第8条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差 別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上 の措置を講ずるものとする。	財源について、知事 り、一歩進んだ条例で 源は地方交付税で措置	はないか	と評価	するが、その財	障害のある人(談体制を構築し、 手続を執り行う りますが、これの 税の対象となっ 進条例的な観点が いうものではご	差別に 等にの経費 ておりま から、財	該当する ハて、財 についこ せん。か かなす	る事案(政上の ては、 なお、	措置を考えてお 現在、地方交付 この条例は、推	諫早

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回答・対応	会場
07	(財政上の措置) 第8条 知事は、障害のある人に対する理解を深めま 別をなくすための施策を推進するため、必要な財政」 の措置を講ずるものとする。	E て、逆に今まであった部分が減るとかということが今 └ 後起きないか。	障害のある人の相談に関する調整委員会を設け、相 談体制を構築し、差別に該当する事案の解決のための 手続を執り行う等について、財政上の措置を考えてお ります。予算執行については、個別の事例に応じて、 県の理事者と共に考えていきます。	佐世保
08	(福祉サービスの提供における差別の禁止) 第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、本人の意思に反して、障害者支援が設その他福祉サービスを行う施設への入所又は通所を強制すること。 (2) 障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合を除き、福祉サービスの提供に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を設し、その他不利益な取扱いを行い、又は合理的配慮を怠ること。	及 人所・通所施設において、状況によっては知的障害 者に対し、現場の職員が強い言葉で指導することもあい り得ると思うが、そういう場合は(差別ではないという)特例が設けられているのか。	障害のある方の自立を促すためには、健常者に比べて訓練を多く行う必要がある場合もございます。そのような場合に差別とされるのは、条例の趣旨から適当ではありません。しかし、入所・通所施設において、職員が暴言を吐くような行為は当然差別に該当します。	佐世保
09	(労働及び雇用における差別の禁止) 第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を通切に遂行することができない場合を除き、障害を理由として、労働者の募集若しくは採用に関し不利益なは扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 2 事業主は、労働者に対して、当該労働者が合るはならない。 2 事業主は、労働者に対して、当該労働者がるるはならない。 2 事業主は、労働者に対して、当該労働者がるるはならない場合を除き、障害を理由として、更を行ってはならない場合できない場合を除きない場合を除きない。 (1) 賃金 (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 (3) 昇進、配置転換、休職及び復職 (4) 訓練及び研修 (5) 福利厚生 (6) その他の労働条件 3 事業主は、労働者が合理的配慮をなされてもなるとの業務を適切に遂行することができない場合を除き、できない場合を除き、障害を理由として、当該労働者を解雇してはならない。	を	第13条については、経営者団体とも十分協議したい と考えております。一方、障害者の法定雇用もあるた め、この条例の影響により、雇わないという誤解がな いよう、十分対応していきます。	佐世保

順番	条 文	意見の要旨回答・対応	会場
10	(教育における差別の禁止) 第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員。他の教育関係職員(以下「教育関係職員」といら号に関して、でいるののでは、ならのののではではならない。 (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又はにはならないのののではではならないではならでではならでではならででではならででではならででででででではではでいるでででではではでいるででではないでではないでではないで	第1項は、推進協議会案では、「合意形成をしないこと」と明快であったが、「合意形成を図ろうとしないこと」と結果が問われていないものへと変更されている。 第2項だけに「法令に別段の定めがある場合を除き」とあるが、付けるなら全部付けるべきではないか。 第3項において、「障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な場合を除き」ということは、そういう必要な場合であれば、不利益な取扱いを行ってもよいということになるのか。 推進協議会案では、保護者の差別禁止条項があったが、なぜ削除となったのか。 イ参考:推進協議会案では、保護者の差別禁止条項があったが、なぜ削除となったのか。 イ参考:推進協議会案と イ 障害のある人が就学し、又は就学しようとする学校に就学している者の保護者及び当該保護者等で構成される団体は、教育関係職員が前3項の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。 アースの規定は、教育委員会という当事者以外を対象としまいる者の保護者等で構成される団体は、教育関係職員が前3項の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。 第1項において、機能に関係するの場ではないことから、適用を外としているところです。 アースの規定は、教育委員会という当事者以外を対象としまいる規定を設ける必要があり、禁止対象が広がり過ぎるため、規定しないとしております。なお、第7条では県民等の役割を定め、第9条であらゆる差別の禁止を定めているところです。	長崎
11	(教育における差別の禁止) 第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員。 他の教育関係職員(以下「教育関係職員」といろ号に関して、 前の教育関して、協力の保護者(学校教育法の が表示ではならないの保護者(学校教育法の (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法の 22年法律第26号)第16条に規定する保護者の 要する経費を負担する者をいこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重 で必要害のある人ので会話者の (2) 障害のある人ので会話者の で学校ないこと。 (3) 障害のある人及びその保護者との問と、障害のある人の で学校の問と、 (3) 障害のある人ので会話ではない で学校の自己にあるに と。 (3) によりにいるものののののののののののののののののののののののののののののののののののの	「障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な」という文言は、学校教育法の特別支援学校の文言ではあるが、特別支援学校の現場が適用除外ということになるのか。しかし、特別支援学校・教育は、差別と無縁というわけではなく、海用除外とするには問題があるのではないか。もしこの条文を認めるにしても、自立を図るために必要なもの、必要でないものという判断を誰がするのか。とが教育は、活りとされるのは、法令上明確なとうな場合は問題があるのではないか。もしこの条文を認めるにしても、自立を図るために必要なもの、必要でないものという判断を誰がするのか。差別の主体が教育関係職員となっており、関係職員が判断することは客観性に欠ける。 第1項の(3)「合意形成を図ろうとしないこと」は、(2)で「保護者の意見は尊重」ということうたいながら、「図りさえすればいい」という逃げ道みたいな形で用意するのは、矛盾であり、おかしいのではないか。 「関りさえずればいい」という逃げ道みたいな形で用意するのは、矛盾であり、おかしいのではないか。	諫早

順番	条 文	意	見	の	要)III	回	答	•	対	応	会場
12	(教育における差別の禁止) 第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員その 他の教育関係職員(以下「教育関係職員」という。) は、就学に関して、障害を理由として、次の各号に掲 げる行為を行ってはならない。 (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法は就学し 要する経費を負担する者をいう。以に で必要な情報提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重しない で必要な情報提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重しない で必要な情報提供を行わないこと。 (3) 障害のある人及びその保護者との間で学しない こと。 (4) で書のある人及びその保護者の意見を尊重しない で学校生活において、障害のある人のではない。 のある人に別段の負担を課める場合をいい。 のある人に対し自立をがあるはは、に対して、対して、対負があるはは、 第のある人に対しまののほかの場合に対はない。 第のある人に対し自立を対して、対しのとはは 第のある人に対しまのののは、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと、 第一方のと 第一方の 第一方の 第一方の 第一方の 第一方の 第一方の 第一方の 第一方の	第14条第3項 うこと も 記 い。 適 こと も 含 め 、 絵	な場合を 葉、熊本 除外を色	除けば 、八王 」々を設	、不利 子では、 けると、	そのような規 合理的配慮の	でよでしう もみお合適とがこれが、からない、 もののでは、 からのでは、	う差ら援差で外規「のお記ない)が、学別あの定そ正りしりて要と適校にる規がの当まて狭は	がさ用に該千定あ他なすなく、あれ除お当葉がるの理がいな意るる外いし県ごも合由、こっ見りできてき、さの	易のとこう ぎつ世がないこと きょうこう さいまた いっぱいで的あ 果かお換 も条て教。本まはなるのらり会ご例い師 果すご理場条、まを	るところです。 が暴言を吐まをいた条例。 本のはがあるでいる。 本のはがあるである。 はいがあるでいる。 はいがしている。 はいのない。 はいのない。 はいのない。 はいのない。 はいのない。 はいのない。 はいのない。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	諫早
13	(教育における差別の禁止) 第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員その他の教育関係職員(以下「教育関係職員」という。)は、就学に関して、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法は就学し要する保費を負担する者をいう。以に対して必要な情報提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重して必要な情報提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重しないで必要な情報とので学校ないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者との間で学しないと。 (3) 障害のある人及びその保護者との間で学ないと。 2 教育関係職員は、学校生活において、障害なのある人ので含意形成を図ろうといて、法令に別段の負担を課しないるもに対して、対負があるはは、に対して、対負に対して、対負に対して、対しの表に対して、対しの表に関して、教育の機会に関して、その他不利益な以下ではならず、又は合理的配慮を怠ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	障害者基本法 徒が障害閣慮 るよう配慮が 配慮がの ただし書き か。	い児童及 ければな 案に謳わ	び生徒 らない れてい	と共にと規定しること	されている。合 は評価するが、	て訓練を多く行ような場合に差ではないことがし、特別支 つな行為は当然 また、この条	う別ら援差例いる。 学別はうが、 で、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	がれ用に該取旨こめの外いしりあていまりであるいかいしりあにいまきるが	場合もご も条ので こ、すの で で で で で が で い で の で の で の で の で の で の で の で の で の	が暴言を吐くよ うものではな ており、差別禁	諫早

順番	条 文		意	見		要)ii		回	答	•	対	応	会場
	(建築物の利用等における差別の禁止) 第15条 不特定多数の者の利用に供されることとなる 建築物の建築主は、障害のある人の利用を妨げ、社会通 念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的は 2 本特定多数の者の利用に供されている建築物のは 2 不特定多数の者の利用に供されている建築物のは、 2 不特定多数の者の利用に供されている建築物のは、 2 不特定多数の者の利用に供されている建築物の利用を妨げているときは、、当該建築物のの利用に供されている建築物の利力を請ずることにより、当該建築物の利用に供されている。 3 不特定多数の者の利用に供されている建築物の便性を は安全性を向上させなければならない。 3 不特定多数の者の利用に供されている建築物の再 を講ずることにより、当該建築物の便性を は安全性を向上させなければならない。 3 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所 有者又は管理者は、 3 不特定多数の利用に供されている建築的を は安全性を向大きにより、 3 不特定の者の利用に供きれている。 3 不特定の者の利用に供きれている。 3 不特定の者の利用に対して、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で	第15 すて、公共 般企業、	建築物、	公民館	等のど	こまで	引の禁止につい を指すのか。 ー となるのか。		であろ	うと、			とで、公設又は にかかわらずと	諫早
	(建築物の利用等における差別の禁止) 第15条 不特定多数の者の利用に供されることとなる 建築物の建築主は、障害のある人の利用を妨げる社会 となる建築物を建築してはならない。ただし、社会通 念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的 担又は経済的負担その他の過重な負担になる この限りでない。 2 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所 有者又は管理者は、当該建築物が障害のあるための所 を講ずることにより、当該建築物の和用 を講ずることにより、当該建築物の利用 を講ずることにより、当該建築物の利用 を講することにより、当該建築物の利用 を開発を は安全性を向上させなければならない。 3 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所 有者又は管理者は、障害のある人に対して、 3 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所 有者又は管理者は、障害のある人に対して、 3 不特定の 3 不特定の 3 不特定の 4 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5 で、 5	者しとのう進 とのう とのう とのり とのり とのり という	が広い 者用の 、この で で で で で で に で に で に で に で に で に で に	注車場が 注車場の オ源につ ま、「フ ま用の駐	ないと 確保の いて、 プスワ	いうこ ため財 どのよ ン」と	ともある。しか 原が必要となる うに考えている いうことで、も	はございまで的に財政的ではあるからの理事者といいた部分ができます。	せこと共象あれ ん支思に者りる くりまよ	しをれえ外しういし、すいまでいたない。	、事例 社会的 が、個 いきまする i ・ ご で で で で で で で で で で で で で で で で で で	によっ 障壁を 別の -。こと例に 条例に	しているものでは、 では、していまが 関に応じてて、 を がいただけるよ	佐世保

順番	条	文		意	見	の	要)III		回	答		対	応	会場
	(交通機関の利用におきによる 第16条 公共交通機関の利用におきる 等の用に著するでは 会議の 会議で 会議で 会議で 会議で 会議で 会議で 会議で 会議で 会議で 会議で	令者、成15年 書書法書等第91 書子は一番を 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年	「構造上 [・] 場合によっ [・]					ば、これは時と ۱か。	社会の実現にたり前に行ったはならないいこと、配慮	こ向けて っていた 1と考え 夏が足り 5り、こ	、社会 だく限 まいと の規定	通念 見りに そいう	上当た おいて 当たり ことに	げており、共生 り前のことを は、過度な負担 前のことをしな より、差別が生 条例の趣旨は損	長崎
	(交通機関の利用に対して、 第16条 等の利用に対して、 第16条 で、 第16条 で、 第16を で、 第16	令者、成15年 書書法書等第91 書子は一次の 書子は一次の 書子は一次の 書子は一次の 電子で通子等が 電子で通子等が ででの ででの ででの ででの ででの ででの ででの でで	る回数が非常	常に少 いとい してい	なく、 うこと	時間的I がある。	こ会合 & この(この電車の走 こか何とかに都 私床電車に長崎 なができるよう	はございませ	せん。し こ支援を こ思われ	かし、 し、社 よますか	事例 ±会的 バ、個	によっ 障壁を 別の事	しているもので ては、県が積極 解消していく必 例に応じて、県	長崎

順番	条	文		 意	見	の	要	川			回	答	•	対	応	会場
18	(交通機関の利用用業別の通知事業別の利用用業別の通過事業別の利用事業別の通事関規、るの利用主義の関連ににはないののでは、またののでは、またので	高齢者、では、	東通いるに 車通制はるたるのってしま でででしまででいるに ででいるに ででいるのでに でのる でのる でのる でのる でのる でのる でのる でのる でのる でのる	こくで使く、けいすっで使く、けいを	てあえ障新な明対はるな害たい確応	段いな等入あしせでつるのれるてなけるがもけ	る車をいいます。 でいうの円がいる。 いたい いたい	使えたいた。 ないなのに を を と 骨 準 で な に に に に に に に に に に に に に に に に に に	いたがのにしている。 と妨がのにしていまでである。 はいばかいにしている。 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいばいでは、 はいばいでは、 はいばいでは、 はいばいでは、 はいばいでは、 はいばいでは、 はいばいでは、 はいばいでは、 はいでは、 と。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	非体なりりでらるそのことをはいる。まないでは、はいずいでは、はいずいでは、はいでは、はいでは、はいでは、はいでは、はい	があ害た消の上かるのっを表回	くること さるは、 でしている でいる	は事譲ががない。は事譲れていた。だらないでは、でいた。	では電不い非ありお、ないにこ	業とは本しは本します。 までは本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は本のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	諫早
19	(情報の提供等における差 第18条 事業として不特定多 供又は発信を行う者は、できる のある人が受けることができる 又は発信を行うことに著しい 障害を理由として、当該しい にもし、その他不利益な取扱いる 理的配慮を怠ってはならない	数の者に対して情報の提 のある人に対して、障害 る手段による情報の提供 対支障がある場合を除き、 るの提供又は発信に関しこ はしくはこれに条件を課 行ってはならず、又は合	交通災害が 列車、バスか あった。そう るのか。	で 遅れ	るとい	うこと	を把握	できない	\ことが i化され	ことが必要 す。著しい	である 支障が ある人	ことが ある場 、たちに	\ら、第 合を除 :も障害	₹18条を 除き、電 ₹のない	情報を発信する 規定していま 光掲示板等によ 人と同様の情報	諫早
20	(意思表示の受領における 第19条 障害のある人が日常 上で必要な意思表示を行う場 人に対して、障害のあるる人だ による意思表示であるる 支障がある場合を除さ、障害 表示の受領に関しこれを拒否 はこれに条件を課し、その他 はならず、又は合理的配慮	生活又は社会生活を営む 場合において、障害のある が用いることができる手段 な確認することに著しい を理由として、当該意思 活若しくは制限し、若しく なれるな取扱いを行って	第19条の「 金銭の受け取 ること」、「 しか載ってい いう表現が適	マリに 受け \ない	使うも 取るこ ので、	ので、. と」、 「受容	広辞苑 [·] 「領収	では「st 」といっ	受け納め った説明	の見出しが	あり、	法令用	語とし	ては正	の受領能力」と 確な表現と考え について検討い	佐世保

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条	文		意	見	の	要	旨			回	答	•	対	応	会場
21	掲げる業務の全部では (1) 身3年間では (1) 身3年間では (2) 第3年間では (3) 第3年間では (4) の2年間で (4) の3年は (4) の3年は (4) の3年は (4) の3年は (4) の3年は (4) の3年は (4) の3年の (5) では (6) では (7) では (7) では (7) では (8) では (8) では (9) で	和24年法律第283号)第12条 障害者相談員 和35年法律第37号)第15条 障害者相談員 者福祉に関する法律(保 第1項に規定する精神保保 がありまする精神保保 がありたっながあります。 が進に対象であるはい。 が進過当と認めるではいるがありればありにはは第3号にははいる。 はでははいるがあります。 はではないのではない。 はではないのではない。 はではないではない。 は、地域相に対象を受けた者は、地域相に対象がは、 は、地域相に対象を受けたを受けた。 は、地域相に対象を受けたを受けた。 は、もないのではは、地域はは、 は、地域はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	市から委嘱 談員 」との§					列上の「地 ^は か。	或相	ことになりま	きす 。	地域相	談委員	として	置していただく 業務を受託され 想定されます。	佐世保
22	うことのできる者を、広域 ことができる。 (1) 地域相談員に対する指 (2) 特定相談のあった事例 (3) 第29条第2項各号に 2 知事は、前項の委嘱を じめ、委員会の意見を聴か 3 広域専門相談員は、そ	の調査研究 掲げる業務 行うに当たっては、あらか		ミ際に	は県の	委託要	綱に基づ		をし	談員又は広地	或専₹	別相談員 よります	€として *ので、	の役割	つ方に、地域相 を担っていただ して矛盾が生じ	五島

順番	条	文	意	見		要)II		回 答	•	対	応	会場
23	(助言又はあっせんの申立て) 第32条 障害のある人は、自己に対する 決を図るため、知事に対して、当該対象 ための助言又はあっせんの手続の申立て できる。 2 障害のある人の家族その他の関係者 る人の権利利益を保護するため必要な場 事に対して、障害のある人に対する対象 ための助言又はあっせんの手続の申立て できる。 3 前2項の申立ては、行政不服審査法 律第160号)その他の法令に基づく不服時 申立てをすることができる行政庁の処分 については、することができない。	等事案の解決の でをすることが は、障害のあ知のを 場合に限り決めが き事案の配とが は、昭和37年法 は、昭和37年法 は、田立て又は苦情	第3項で、前 い、というよう か。					務執行に基づ 審査法等の規 になっている の手続に沿っ	いて行わ 定に基 た た て 行って 。 で で って	れたといいて不服 のようないただく 、それ以	う場合 申立て 場合にう 外の場	庁の処分又は職 には、行政不服 等ができるよう はそれらの法し ことを規こし 合には、できま	五島
24	(事実の調査) 第33条 知事は、前条第1項又は第2項 あったときは、当該申立てに係る事実の のとする。 2 前条第1項又は第2項の申立でがな 案に関係する者(当該申立てをは、 家に関係する者(当該申立でをは、 が象事案関係者」という。)ははければならない。 3 地域相談員及び広域専門相談直には、 請があったときは、第1項の調査には、 りない。 4 第1項の調査を担当する県職員書があったときは、 する場合には、その身分を示す証明示しない。 5 第1項の調査の権限は、犯罪捜査のれたものと解してはならない。	の調査を行うも はされたでの調査を 対象以協ののは を含の調かれれい。 可のは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 で	「調査の権限 と解してはなら なので、しっか が必要ではない;	はい」と りとした	あるが、	調査は		それは、行為 るためです。	制限を伴	うものは 、この調	法令の 査が円	せていません。 規定が必要とな 滑に行われるよ 共に考えていき	五島
25	(公表) 第37条 知事は、第35条の勧告を受けた 理由がなく、当該勧告に従わないときは 表することができる。	:者が、正当な は、その旨を公 (会社経営の立た 会社経営の立た を	ない場合 ことだが ような決 ては賛成	は、最終 、社会i 定がなる だが、?	終的には 通念を される な な 表と に	は企業名等が公 習えた必要以上 3それはないの いうところまで	表を規定して とするもので です。また、	おります はなく、 必要以上 旨を踏ま	が、安易 事案を総 の負担を え、でき	に勧告 合的に 課すよ ること	して、勧告・公 ・公表を行おう 判断し行うもの うなものではな から取り組むこ ます。	長崎

順番	条 文	意	見	Ø	要	间		回名	 答	•	対	応	会場
26	(訴訟の援助) 第39条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てを 行った者が対象事案に係る訴訟(民事調停法(昭和26 年法律第222号)に基づく調停及び労働審判法(平成16 年法律第45号)に基づく労働審判手続を含む。以下同 じ。)を提起する場合において、対象事案関係者が第 35条の勧告を受けたにもかかわらずなお助言案又は あっせん案を受諾していないときは、当該訴訟に関す る費用の立替えを行うことができる。 2 前項の規定により立替えを受けた者は、対象事案 に係る訴訟が終了したときは、当該立替えに係る金額 に相当する額を返還しなければならない。 3 知事は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定 による立替えに係る金額に相当する額の全部又は一部 の返還を猶予することができる。	立替えというこ 行うためには、助 ないか。また、類	成金と	して交付	付するこ		えられます。	また、 の条例	類似の におい	制度とて訴訟	として、 公の援助	ということも考 法テラスがあ 功を盛り込むこ	五島
27	(推進会議の委員の任命等) 第45条 推進会議の委員は、知事が任命する。 2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。 (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を 行う関係機関及び民間団体 (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織 する団体 (3) 学識経験者 (4) その他知事が必要と認める者 3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	推進会議の委員 るのか。	の構成	につい	て、地均	並性は考慮され	地域性を考というような					535名で適当か ∩たします。	五島
28	その他	条例を実のある い。	ものに	して、f	制度を割	巻えてもらいた	条例を実効 取り組んでい			るため	り、県の	の理事者と共に	長崎
29	その他	特別支援学校(また、学校近くの斜角度の関係による。新バリアフリいすでも行けるよく道路をつくる場られるようにしな	バス停 り車い 一法等 うには 合には	(平山) すでは により、 ってき 、なぜ。	台団地 <i>)</i> 降車でき 陸橋か ているの	(リロ)は、傾きないと言われずなくなり、車つだから、新し	関係機関については、改					善できるものに	長崎
30	その他	できるだけ多くが長崎ではいまではいまからではいかった。ではいってもいでものではないできないできないできないができるのではないがある。	世保、 が当 らい 客係 関係 も窓口	五島だ! 者のよう 合理的! に多く!	けでよい うである 配慮、 ² 手伝えに 参加して	1のか。今日の らが、障害のな らのバスの問題 ば降りられると こもらわない	も難しいとこ	ろであ)意見照:	り、パ 会等を	゚ヹ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヹ゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	ックコン	ことは予算的に メント、関係団 意見をいただく	長崎

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回答・対応	会場
31	その他	内容的には異存はないが、国でやろう (法律をつくろう)と言う中で、なぜ自治体ごとにつくらないといけないのか。	法律(国)のみならず条例(地方)を制定する意義は、それぞれの地域の特性、取組を盛り込むということにあります。 今回の場合は、まだ国においても障害者差別を禁止する法律が制定されていない状況において、いち早く本県において差別禁止の機運を高めるとともに、法制化を促すという意図がございます。	長崎
32	その他	個々の意見が、この素案にどう反映されるのか。次回以降の会場において、意見の内容が報告されるのか。	条例案への反映については、意見交換会をすべて終え、パブリックコメントの結果等も踏まえて、検討いたします。また、各会場の意見については、次の会場で概略をお示ししております。	長崎
33	その他	条例化に向けてのプロセスが見えない。全体のスケ ジュールも見えない。	県の理事者と共に、その内容等の普及・啓発に努め ていきます。	長崎
34	その他	障害の「害」の字を、平仮名の「がい」や「碍」に できないか。障害、障害と「害」という字が数多く出 てきて不愉快である。	法令で用いられている「害」の字を使用していますが、変更する場合には、本県の障害者施策全般について、組織名を始めとする関係の名称等を全て変更する必要があるため、もう少し世論の動向を見据えることとし、今のところ「害」という字を充てております。	諫早
35	その他	保育所では、障害者と障害者の母を拒否するという ことがあっているようで、その件について議会として も対応してもらいたい。	保育園に子どもを預けたくても、障害者の方たちが働けない状況にあるということについては、第13条で労働及び雇用における差別の禁止を設けているところです。なお、第7条では県民等の役割を定め、第9条であらゆる差別の禁止を定めているところであり、条例内容の実行に向けて、県の理事者と共に取り組んでいきます。	諫早
36	その他	市民に十分理解してもらうような働きかけに力を入れてもらわないと、大変混乱する。また、障害者の施設の事業展開をしているが、色んな抵抗があり、完成するまでには大変な努力が必要である。いいことだとわかっていても、自分の近くにできるのはなかなか理解が難しいというようなところがある。やはり長年の教育体制が健常者の社会となっており、市民の思いを変えるには、教育の現場から大いに変わっていかないとだめだと思う。さらに、それぞれの地域で障害のある方が近くの学校で教育を受けられるよう、人員配置を含めて対応してもらいたい。	条例制定後につきましては、県の理事者と共に、その内容等の普及・啓発に努めてまいります。また、関係機関に対し、ご意見を伝え、改善できるものについては、改善を働きかけていきます。	諫早
37	その他	意見交換会については、広く県民の意見を聞くた め、このような日時となっているのか。	本県議会が通年議会を実施していること、お勤めの 方の参加しやすい時間帯であること等を総合的に勘案 し、日時を決めさせていただいております。	諫早

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回答・対応	会場
38	その他	視覚障害者の立場から言うと、障害の種別ごとの情報に対する障害、移動に対する障害とかの配慮がなされていないのが残念である。テレビ等で地震とか大雨とか、警報が出るが、一体何を言っているかさっぱりわからないという状態であり、障害の種別ごとの支障が除去されるような文言等もほしい。 役所の対応について、県の条例であるが、これが制定されれば、各市町すべて守らないといけないと思う。しかし、色々な面で各市町で違う部分があるため、障害福祉課の指導等についてもお願いしたい。	条例素案については、関係の障害者団体にご参加いただき、まとめていただきましたが、すべて個々の障害の種別に係る対応を記載をするのは、一般的な行為規範を定めるという条例の性格上難しいと考えております。ただし、第2条の定義では「障害種別」という用語を用い、障害種別を全て包含したものとしております。なお、個別の事例については、地域相談員、広域専門相談員、調整委員会等を活用し、解決を図っていくことになります。 条例制定後につきましては、県の理事者と共に、その内容等の普及・啓発に努めていきます。	諫早
39	その他	千葉県では、堂本知事が旗振り役であったが、毎日 新聞論説委員の野沢和弘さんの協力があった。その人 の手記では、県議会の反対議員の説得に時間がかかっ たということであった。やはり、これは満場一致でつ くらないと本当に魂の入った条例にならないと思うの で、よろしくお願いしたい。	全会一致での制定に向けて取り組んでいきます。	諫早
40	その他	内部障害、肢体障害、聴覚障害といった団体があるが、そのような団体に対する予算について、条例の中でどのように反映されるのか。	個別の団体に対する助成については、この条例にお いて対象とはしておりません。	諫早
41	その他	条例が51条もあり長く感じるので、概要で説明した 程度の短いものにまとめられないか。また、障害者だ けではなく、県民全体のための条例であるということ を強く打ち出してもらいたい。	他県のものより長いのは、大くくりではなく詳しく 規定しているためです。詳しく規定することにより、 実効性が高まるものと考えています。また、長崎県を 暮らしやすい県にするためこの条例をつくるというこ とを前文に謳い、強く打ち出しております。	佐世保
42	その他	条例案の検討に当たり有識者の意見を求めているのか。また、県外から障害のある方が観光に来られる方を長崎空港に迎えに行っても駐車することができない。さらに、障害者を紹介して受け入れてくれるホテルが少ない。	全国議長会アドバイザーである元衆議院法制局の大学教授に条文の照会をしています。また、障害者関係団体を含め様々な団体にも意見照会をしております。さらに、長崎空港、ホテルの事例については、この条例により、広くそういう事例を吸い上げ改善に向けた取組が行われることになると考えます。	佐世保
43	その他	意見交換会用の点訳資料が配付資料とページ数が 合っておらず、わかりづらい。また、第十何条とかを 探す時に、この点訳ではわかりづらく表記してある。	点訳資料と配付資料とでは1行の文字数、1ページの行数が異なるため、ずれが生じてしまい、意見交換会では第 条について、というような説明をさせていただきました。ページ数を合わせる形にするのか、点訳だと何ページに該当するということの説明を加えるのかということについて、今後検討させていただきます。なお、条例という法形式の用語であるため、どうしても通常の文章よりは表記が固くなっており、そのことも読みづらさの原因かと思われます。	佐世保

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回答・対応	会場
44	その他	障害のある人もない人も共に楽しむスポーツを振興 するための体制をとってもらいたい。	風船バレーのような一緒に楽しめるスポーツを普及することも一つの方法ですし、条例施行により、スポーツに限らず、文化、芸術、色々な場面において、すべての障害者が、障害のない方と同等に、あらゆる社会活動に参加できるようなことを目指したいと考えております。	佐世保
45		職業訓練施設の実態として、本人に渡るお金が少なく、障害者の権利が守られていると言えるのか、非常に疑問がある。そのため、条例をつくって終わりということではなく、実際に動かすための財政措置をきちんと付けてもらいたい。	憲法第25条で保障されているように、障害のある人もきちんと生活が成り立つ、そういう環境をつくるために、どのように取り組む必要があるのかを、県の理事者と共に考えていきます。	佐世保
46	ての他	障害者専用の職業訓練を受けるためのパソコンの講座において、手話通訳の配置ができないので申込みが断られるようなことがある。この条例では、そのようなことに対応できるのか。	手話通訳の方の配置ができずに講習が受けられない ということについては、県の理事者と共にその解消に 向けて検討してまいります。	佐世保
47		「障害者」は差別用語に聞こえる。運動会でも障害物競走というように使われ、邪魔なものというイメージがある。国の問題ということもあるが、別の表現にできないか。	県民的な議論が必要な内容でもありますので、この 条例をつくることで終わりとすることなく、推進を 図っていく上での問題の一つとして取り組んでいきま す。	五島
48	その他	千葉県における制定効果はどのようなものか。 合理的配慮に伴う費用は事業者の負担となるのか。 この条例により補助金が出されることになるのか。	千葉県では、視覚障害のある人に対し、銀行職員が 代筆できる書類の範囲等を整理するとともに、ハンド セット付きのATMの普及を行うことにより、利便性 の向上が図られています。なお、条例施行後に差別に 関する相談が約1,200件寄せられており、差別改善に向 けて取り組まれています。 この条例においては、施設改修等のための補助金ま で設けることを考えてはおりません。なお、社会通念 上過度の負担になるものについては、適用除外の規定 を設けているところです。	五島